

大阪市女性支援民間支援団体ネットワーク規約

(目的)

第1条 本市は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第3条第2項の基本理念にのっとり、法第2条に規定する困難な問題を抱える女性（以下、「困難女性」という。）への支援をより円滑に行うために、民間支援団体同士が情報共有・連携しながら相互に対応力の向上を図るとともに、民間支援団体がより活動しやすいように、本市から適宜、支援施策に関する情報を提供することで、困難女性への支援をより円滑に行える体制を構築することを目的として、「大阪市女性支援民間支援団体ネットワーク」（以下「民間支援団体ネットワーク」という。）を設立する。

(加盟者)

第2条 民間支援団体ネットワークに加盟する者（以下「加盟者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体とする。

- (1) 困難女性に対し、次のいずれかの支援を行う団体であって、これらのいずれかの支援に関する活動実績が、第6条第1項に規定する加盟申出書の提出日において、3年以上あるもの
 - ア アウトリーチ
 - イ 相談支援
 - ウ 同行支援
 - エ 一時保護
 - オ 心理的・医療的ケア
 - カ 居住支援
 - キ 自立支援
 - ク アフターケア
 - ケ 加害者プログラム
- (2) 加盟申出書の提出日から起算して過去3年間のうちに次のいずれかの実績を有すること
 - ア 行政機関が開催する困難女性への支援に関する会議体に構成員またはオブザーバーとして参加した実績
 - イ 行政機関が実施する困難女性への支援に関する事業を受託し適切に履行完了した実績（補助事業に参画し適切に実施した実績を含む。）
- (3) 第1条に掲げる目的に賛同する団体であること
- (4) 次に掲げる団体に該当しない団体であること
 - ア 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
 - イ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれら

に反対することを目的とする団体
ウ 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体

(活動内容)

第3条 民間支援団体ネットワークは、加盟者に対し、本市が開催する事例研究会等への参加を通じて加盟者同士が交流し、困難女性支援に関して情報交換できる場を提供する。

(役割)

第4条 加盟者の役割は次のとおりとする。

- (1) 前条に掲げる活動を通じ、加盟者の持つ、困難女性支援に関するノウハウや資源を、本市及び他の加盟者と共有することにより、困難女性へのより円滑な支援に寄与することに努める。
 - (2) 前条に掲げる活動を通じて、困難女性支援に関する課題を共有し、解決に向けた意見交換を行う。
 - (3) 加盟者を増やし、民間支援団体ネットワークの拡充をめざすことに協力する。
 - (4) 関係者に対して、加盟者が発行する雑誌や参加する会議等を通じて、民間支援団体ネットワークに関する情報の周知や広報に協力する。
 - (5) 大阪市女性支援関係者会議への参加等、大阪市が実施する困難女性支援施策に対する協力を努める。
- 2 前項第2号の規定は、民間支援団体ネットワークが本市の施策に関する事項の審議及び民間支援団体ネットワークとしての意思決定を行うことができるものと解釈してはならない。

(守秘義務)

第5条 加盟者は、会議及び活動を通じて知り得た秘密（例えば、加盟者が有する一時保護施設の施設名及び所在等の情報を含む。）を他に漏らしてはならない。また、民間支援団体ネットワークを脱退した後も同様とする。

(加盟手続)

- 第6条 民間支援団体ネットワークの目的に賛同し、加盟を希望する者（以下「加盟希望者」という。）は、加盟申出書（様式1）を本市に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する加盟申出書が提出された場合において、本市は、当該加盟希望者が第2条各号に掲げる要件を満たしていることを確認するために、当該加盟希望者に対し、誓約書や活動実績報告書、発行済の広報物等、必要な書類の提出を求め、又は実地調査、聞き取り調査その他の必要な調査を行うことができる。
- 3 大阪府は、前2項の規定により提出された書類の審査又は前項の調査の結果、加盟申出

書等の内容に齟齬がなく第2条各号に掲げる要件を満たしていることを確認できた場合は、当該加盟希望者の民間支援団体ネットワークへの加盟を承認するものとする。

(脱退及び除名)

第7条 民間支援団体ネットワークから脱退しようとする者は、本市に脱退届(様式2)を提出しなければならない。

2 加盟者のいずれかに次の行為があった場合には、本市は、当該加盟者を、当該加盟者の意思にかかわらず、直ちに民間支援団体ネットワークから除名する。

- (1) 困難女性にとって著しい不利益にあたる行為を行ったと判断される場合
- (2) 民間支援団体ネットワークのネットワーク形成を阻害するような行為を行った場合
- (3) 第5条に違反した場合
- (4) その他、本市が加盟者としてふさわしくないと認める行為

(事務局)

第8条 民間支援団体ネットワークの庶務は、大阪市市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課において行う。

(その他)

第9条 第3条に掲げる活動及び第4条に掲げる役割を遂行するために必要となる経費の一切は、加盟者の負担とする。

附 則

この規約は、令和7年2月14日から施行する。